

2012年9月26日 全10頁

経産省、車体課税の大幅減税を要望

2013年度経済産業省税制改正要望(1)

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

- 2012年9月7日、経済産業省は2013年度税制改正要望を公表した。
- 経済産業省は、自動車取得税と自動車重量税の廃止、新規に取得した「機械及び装置」に対する固定資産税の非課税化、研究開発促進税制の再拡充、法人実効税率の引き下げなどを要望している。
- 今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

[目次]

税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ	2 ページ
1. 車体課税の抜本的見直し	2 ページ
2. 償却資産に対する固定資産税の見直し	4 ページ
3. 研究開発促進税制の再拡充	6 ページ
4. 法人実効税率の引き下げ	7 ページ
5. グリーン投資減税の拡充	8 ページ
6. その他の税制改正要望	10 ページ

【税制改正要望レポート】

- ・ 金融庁の税制改正要望(1) 鳥毛拓馬「日本版ISA恒久化を要望<訂正版>」(9月19日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>
- ・ 金融庁の税制改正要望(2) 鳥毛拓馬「国外財産調書制度の見直しを要望」(9月25日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092501tax.html>
- ・ 経産省の税制改正要望(2) 是枝俊悟「経産省、事業承継税制の要件緩和を要望」(9月25日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092502tax.html>

税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ

2012年9月上旬に、各省庁は財務省・総務省に2013年度税制改正要望を提出した。各省庁は、事前に民主党に打診を行っており、税制改正要望は概ね民主党の主張に沿うものとなっている。

昨年の税制改正（2012年度）では、各省庁が税制改正要望の内容を政府税制調査会の公開の場で主張し、討論を行っていた。また、政府税制調査会と並行して民主党税制調査会（原則非公開）でも議論を行い、政府税制調査会と連携を取りながら民主党の要望を税制改正に反映させていった。

昨年の税制改正（2012年度）の意思決定の仕組みとしては、まず、財務省（国税関係）・総務省（地方税関係）が査定を行い、査定において税制改正が認められなかった事項については政務官や副大臣が折衝を行い、「税制改正大綱」に記載する事項を決定していった。

なお、年度の税制改正の議論のテーマは大きく分けて3つある。1つは、各省庁の税制改正要望を審議する「要望事項」、2つめは財務省・総務省側が各省庁に対し租税特別措置などの見直しを提案する「要望にない事項」、3つめは、政府全体で議論すべき「主要事項」である（所得税の最高税率の引き上げや相続税・贈与税の抜本改正などは「主要事項」で扱われるものと思われる）。

本稿は経済産業省の2013年度税制改正要望¹について解説する。

1. 車体課税の抜本の見直し

経済産業省は、「自動車市場の拡大を通じた自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、自動車取得税、自動車重量税等の廃止、抜本的な見直しを図る」として、車体課税の抜本の見直しを要望した。

具体的には、自動車取得税の廃止、自動車重量税の廃止、自動車税のグリーン化の一層の推進の3点を要望した。経済産業省は、昨年から引き続いてこれらの改正を要望している。

◆自動車関連税制の現状

現状、自動車関連の税制としては、主に図表1に掲げられた税が存在する。最も税収規模が大きいのは燃料に対する課税である揮発油税および地方揮発油税（いわゆる「ガソリン税」）であり、年2兆8,903億円の税収がある。車体に対する課税で最も税収規模が大きいものは自動車税であり、年1兆5,677億円の税収がある。自動車関連税制の税収全体では、国と地方を合わせて年6兆4,612億円の税収となっている。

¹ 2012年9月7日経済産業省発表「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント」および「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」、および2012年9月12日に政府税制調査会ウェブサイト公表された「平成25年度税制改正要望」を指す。

なお、消費税および石油石炭税は、自動車利用者も負担する税ではあるが、自動車利用者だけに対する課税ではないため、この表から除いている。

図表 1 自動車関連税制の税収規模 (2012 年度当初予算)

(単位:億円)		国の分	地方の分	計	
取得時	自動車取得税		2,068	2,068	→廃止を要望
保有時	自動車税		15,677	15,677	→一層のグリーン化を要望
	軽自動車税		1,810	1,810	
	自動車重量税	4,170	2,862	7,032	→廃止を要望
燃料課税	揮発油税	26,110		26,110	
	地方揮発油税		2,793	2,793	
	軽油引取税		8,902	8,902	
	石油ガス税	110	110	220	
計		30,390	34,222	64,612	

(出所)財務省・総務省資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

◆経済産業省の要望

経済産業省の要望通り自動車取得税と自動車重量税を廃止すると、合わせて年 9,100 億円の減収となる (2012 年度当初予算ベース)。

さらに、経済産業省は「自動車税のグリーン化の一層の推進」として「自動車取得税・自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税廃止後においても環境対応車の普及促進のためグリーン化を拡充」することを要望している。

現在、自動車取得税と自動車重量税にはエコカー減税が設けられ、燃費の良い車や排気ガスの少ない車など (環境対応車) に対して免税・減税を行うことで、購入のインセンティブを与えている。しかし、自動車取得税と自動車重量税が廃止されると、そのインセンティブは失われることになる。

現行の自動車税においても「グリーン化」として、一定の要件を満たした環境対応車に対しては購入翌年度の 1 年に限り税率を 50%程度減額する一方、新車登録後 13 年超経過した車 (ガソリン車の場合) は税率を 10%程度増額する制度がある。

「自動車税のグリーン化の一層の推進」とは、自動車税において、環境対応車に対して自動車税を減額したり、環境対応車でない車に対して自動車税を増額したりする制度を拡大することと考えられ、これにより、自動車取得税と自動車重量税の廃止後においても、環境対応車購入のインセンティブを維持したいものと考えられる。

なお、経済産業省は、現行の自動車税のグリーン化に「次世代自動車として普及を促進しているクリーンディーゼル自動車を対象に追加」することも要望している。

◆要望の経緯と財源

2012年8月10日に成立し、8月22日に公布された消費税法改正法では、自動車取得税および自動車重量税については、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政に配慮しつつ、「簡素化、負担の軽減、グリーン化」の観点から見直しを行うことが記載された（民主党・自民党・公明党の3党でこの方針には相違がない）。

自動車取得税・自動車重量税を廃止するためには、年9,100億円（2012年度当初予算ベース）の財源が必要となるが、そのための「安定的な財源」をどのように捻出するかについては、経済産業省の税制改正要望では述べられていない。

一般社団法人自動車工業会は、2012年度当初予算ベースにおける自動車ユーザーが負担している消費税額（車体および燃料にかかる税額）を年1兆2,927億円と試算している²。自動車業界は、消費税率を5%から10%まで5%引き上げるとすると、現行の消費税額と同額の年1兆2,927億円が増収となるのであるから、自動車取得税・自動車重量税を廃止するための所要財源年9,100億円は十分に賄えるものと主張している。

消費税法改正法では、消費税率引き上げ分の税収は社会保障4経費（およびその他社会保障施策に要する経費）に充てるものと規定している。しかし、同法附則により、「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」（下線部筆者）とも規定されている。

「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野」であるとして、消費税増税による増収分を、事実上、自動車取得税および自動車重量税の減税に充てるという主張も可能ではある。もっとも、このような主張はあらゆる業界のあらゆる税で可能であり、そうすると、消費税増税による財政の改善と社会保障の充実という「社会保障と税の一体改革」の意義は失われるように思われる。

2013年度税制改正では、自動車重量税・自動車取得税の廃止のため必要となる財源をどのように捻出するのか、また財源の問題でこれらの全廃が難しいのであれば、どの程度の減税規模とするのか、今後の焦点となるだろう。

2. 償却資産に対する固定資産税の見直し

経済産業省は、「国際的に稀であり、設備投資を抑制する償却資産（工場の設備等）に課される固定資産税の抜本的見直しを図る」として、国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類³について、①新規の設備投資分

² 経済産業省における平成25年度税制改正要望ヒアリング（第3回）における、一般社団法人日本自動車工業会などの説明資料による。

³ ただし、地方税法389条第1項第2号の規定に基づき総務大臣が指定する償却資産（電力、ガス、鉄道、電気

を非課税とし、②長期保有分の評価額の最低限度（5%部分）⁴を段階的に廃止することを要望している。

経済産業省は、昨年の税制改正（2012年度）から引き続いてこれらの改正を要望している。

図表2が、各国の固定資産税の課税状況を示したものである。土地や家屋に対する固定資産税の課税は広く行われているが、償却資産（機械・装置等）に対する課税は一般的ではない。イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、中国などでは課税が行われておらず、アメリカ、カナダでも一部の州における課税に留まっている。

図表2 各国の固定資産税の課税状況

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置等)
イギリス	○ (事業用レイト、カウンシル税)		×
フランス	○ (既建築不動産税、 未建築不動産税)	○ (既建築不動産税、 住居税)	×
ドイツ	○ (財産税、不動産税)		×
イタリア	○ (地方不動産税)		×
アメリカ	○ (すべての州で課税)		△ (一部州)(注1) (2009年に免税化(オハイオ州))
カナダ	○ (財産税)		△ (一部州)(注2)
韓国	○ (財産税)		×
中国	○ (土地使用税)	○ (財産税)	×
日本	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)

(注1)工場等の事業用資産への課税状況
課税あり…38州
課税なし…12州 (うち4州は電力・ガス等公営企業の資産のみ課税)
※ 税率は、各州・自治体によって異なる
(例:カリフォルニア州1.25%)

(注2)工場等の事業用償却資産への課税状況
課税あり…3州
課税なし…7州 (うち5州は、取付し不着な機械設備等は家屋として課税)

(出所) 経済産業省「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

通信等)を除く。

⁴ 現行法では、固定資産税における償却資産の評価額（課税ベース）は、法定耐用期限の過ぎた償却資産であっても、最低でも取得価額の5%となっている（備忘価格である1円まで減価償却ができる法人税および会計上の簿価とは異なる）。

◆要望の経緯と財源

2013 年度の経済産業省の税制改正要望では、償却資産に対する固定資産税の見直しによる減収見込み額を 1,892 億円としている。

なお、新規設備投資分の「機械及び装置」について固定資産税を非課税とする施策であるので、これによる減収見込み額は、設備投資の更新に合わせて年々増加していくこととなる。最終的な減収見込み額（平年度の減収見込み額）は 6,000 億円程度になるものと見込まれる⁵。

昨年の税制改正（2012 年度）では、この要望は総務省（固定資産税は地方税であるので総務省が主管）に強く反対され、実現に至らなかった⁶。

3. 研究開発促進税制の再拡充

経済産業省は、「日本再生戦略」（2012 年 7 月 31 日閣議決定）における官民合わせた研究開発投資対 GDP 比 4%以上の達成のため、「研究開発税制の推進を通じて、企業の研究開発投資を維持・拡充し、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化していく必要」があるとして、研究開発促進税制の再拡充を要望している。

具体的には、研究開発促進税制の総額型の控除上限の再引き上げ（20%→30%）を要望している。

◆研究開発促進税制の概要

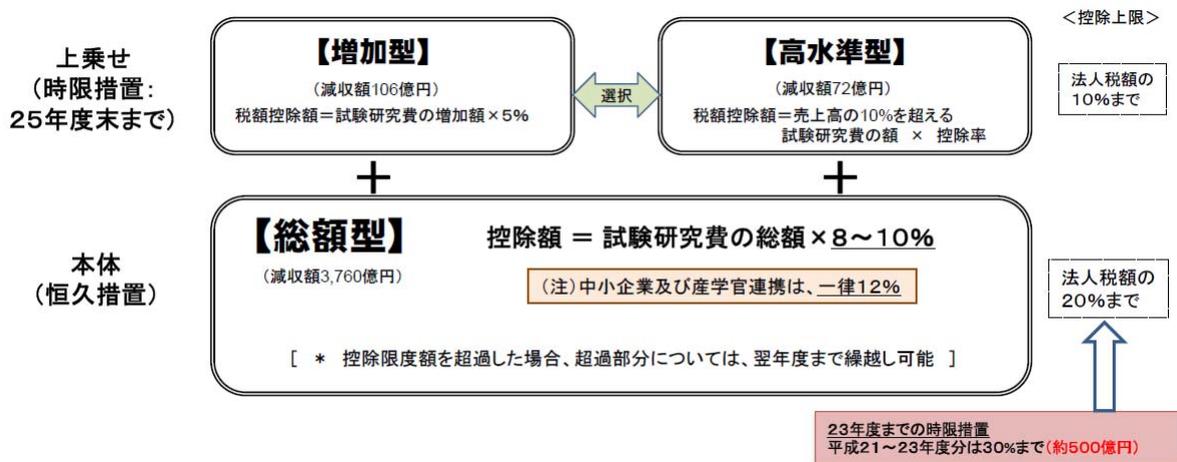
研究開発促進税制の概要は、図表 3 に示される。試験研究費の額に応じて法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除を受けられる制度であり、本体の「総額型」と上乗せの時限措置である「増加型」と「高水準型」の 3 つがある。

このうち、「総額型」では、控除限度額の上限が 2011 年度までの時限措置で法人税額の 30%となっていたが、2012 年度からは法人税額の 20%に引き下げられた。経済産業省は、この「総額型」の控除限度額の上限について、再度 30%に引き上げることを要望している。

⁵ 2012 年度および 2013 年度の経済産業省の税制改正要望では、「機械及び装置」による固定資産税の税収の推計値（2009 年度）を 6,214 億円としている。このため、「機械及び装置」の新規投資の固定資産税を非課税とした場合、最終的には年 6,000 億円程度の減収になるものと見込まれる。

⁶ 福田総務大臣政務官（当時）は、2012 年度税制改正の議論において、「正に 1.6 兆円の税収（筆者注：「機械及び装置」に限らず、すべての償却資産に対する固定資産税）を近い将来消滅させてしまうという内容の要望でありまして、とても受け入れられるような話ではありません。諸外国との比較に言及しておられますが、税制の構造や体系が異なる中で、単純に償却資産の部分だけを抜き出して議論するのは、極めて乱暴であると考えます」と述べた（「平成 23 年度第 13 回税制調査会議事録」より）。

図表 3 研究開発促進税制の概要



(出所) 経済産業省「平成 25 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

◆要望の経緯と財源

2013 年度の経済産業省の税制改正要望では、研究開発促進税制の再拡充による減収見込み額を 589 億円としている。

研究開発促進税制の「総額型」の控除限度額の上限は、法人税率の 4.5%引き下げを実施するための見合い財源の一部として、法人税額の 30%から 20%に縮小された経緯がある。だが、2013 年度の税制改正要望では、経済産業省は研究開発促進税制の再拡充に加えて、法人実効税率の引き下げも要望している。

4. 法人実効税率の引き下げ

経済産業省は、中小企業者等に対する法人税の軽減税率を現行の 15%から 11%に引き下げることを要望している。また、「地方消費税の引上げなど税源の偏在性の是正が図られる中、法人所得課税を地方財源とすることの意義等を検証しつつ、地方法人特別税等の抜本的な見直しを図る」としている。なお、「抜本的な見直し」とは廃止を含むものとしている。

◆地方法人特別税とは

地方法人特別税は、地方の財源の偏在性を是正するため、2008 年度税制改正で創設された税である。国税として徴収されるが、その全額が地方に渡される仕組みとなっている。

地方法人特別税は、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」という法律に規定されているが、その第 1 条には「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として」地方法人特別税を創設すると記載されている。

この条文が指す「税制の抜本的な改革」が何を指すのかは明確ではないが、2014年4月および2015年10月に行われる消費税率（地方消費税率）の引き上げは、地域間の財源の偏在性がある程度是正させる効果を持つ。これをもって、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われ」と捉えれば、地方法人特別税を見直すべきという話になるのである。

2012年度現在、法人実効税率は38.01%である（東京都・外形標準課税法人の場合）。復興特別法人税の課税終了後、2015年度からは法人実効税率は35.64%となり、引き下げ前の2011年度（40.69%）と比べて法人実効税率の約5%の引き下げが実施されることになる。

これに加えて、さらに地方法人特別税を廃止した場合、法人実効税率は32.96%となる。

2012年度当初予算における地方法人特別税の税収見込みは年1兆6,587億円である。すなわち、地方法人特別税を廃止すると、年1兆6,587億円の減収となる。

図表4 法人実効税率の計算式（東京都・外形標準課税法人）

	A	B	C	D	E	法人実効税率
	法人税率	住民税率	事業税率	事業税標準税率	地方法人特別税税率	
	事業税等 控除後所得の	法人税額の	所得の	所得の	「所得×D」 の金額の	
① 2011年度	30.00%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	40.69%
② 2012～2014年度	28.05%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	38.01%
③ 2015年度～	25.50%	20.70%	3.26%	2.90%	148.00%	35.64%
④ 地方法人特別税廃止	25.50%	20.70%	3.26%	—	—	32.96%

（注）各税率は東京都、外形標準課税法人の場合である。法人住民税は「法人税額」に税率をかけて税額を算定するが、2012～2014年度においては「付加税加算前の法人税額」に税率をかけて算定される。

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + A \times B + C + D \times E}{1 + C + D \times E} \quad (① \cdot ③)$$

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + 25.5\% \times B + C + D \times E}{1 + C + D \times E} \quad (②)$$

$$\text{法定実効税率} = \frac{A + A \times B + C}{1 + C} \quad (④) \dots \text{地方法人特別税が廃止された場合}$$

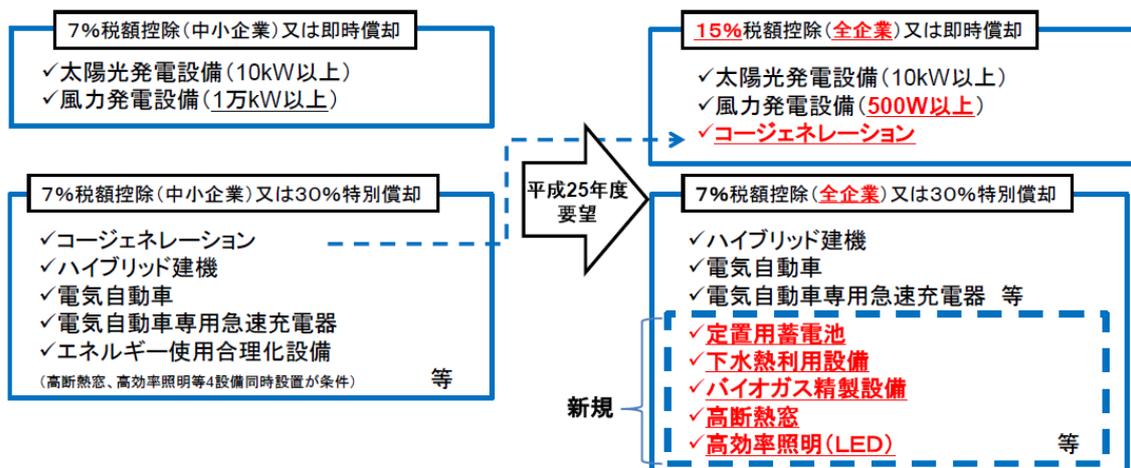
（出所）法令・条例等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

5. グリーン投資減税の拡充

経済産業省は「エネルギー政策の見直しに伴い、再生可能エネルギーやコージェネレーションの拡大、省エネルギーの強化を実施するため」、グリーン投資減税の拡充を要望している。

具体的な要望内容は、次のページの図表5に示される。

図表5 グリーン投資減税の拡充案



(出所) 経済産業省「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

グリーン投資減税は、エネ革税制（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）に代わり、2011年6月30日から導入された税制である。法人または個人事業主がエネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合に、取得した設備の区分に応じて、法人税（個人事業主の場合、所得税）の税額控除または特別償却（即時償却）を受けられる制度である。

現行制度では、税額控除を受けられるのは中小企業者等に限定されているが、経済産業省の要望では、全企業が税額控除を受けられるよう改正を求めている。また、太陽光発電装置、風力発電設備、コージェネレーション⁷については税額控除の割合を取得価額の7%から15%に引き上げるよう求めている。

風力発電設備について対象となる出力の下限を1万kW以上から500W以上（注：出力の下限は2万分の1に引き下げられる）に大幅に引き下げるよう求めている⁸。

また、7%税額控除または30%特別償却の対象として、新たに定置用蓄電池、下水熱利用設備、バイオガス精製設備、高断熱窓、高効率照明（LED）を対象に加えるよう求めている。

2013年度の経済産業省の税制改正要望では、グリーン投資減税の拡充による減収見込み額は60億円とされている。

⁷ コージェネレーションとは、熱源より電力と熱を生産し供給するシステムであり、エネルギーの利用効率を高め、省エネやCO₂排出量削減の効果を持つ。

⁸ グリーン投資減税の創設当時、対象となる設備の出力は500W以上とされていたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されることに伴い、2012年5月29日から、対象となる設備の出力が1万kW以上に改正された。

6. その他の税制改正要望

経済産業省は、本レポート 1. から 6. までで解説した事項に加えて、主に下記に掲げた事項を要望している。

このうち、中小企業関連施策および省エネ住宅関連税制の拡充は、別途解説する。

○中小企業関連施策

- ・ 中小企業者等の法人税率の引き下げ（15%→11%）
- ・ 事業承継税制の適用要件の緩和
- ・ 小規模会社の土地の相続税減額特例の創設
- ・ 商業・サービス中小企業活性化税制の創設
- ・ 少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設
- ・ 創業時の登録免許税および印紙税の免除措置の創設
- ・ ベンチャー企業の雇用促進税制の創設

○エネルギー施策関連

- ・ 省エネ住宅関連税制の拡充
- ・ コージェネレーションに係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設
- ・ バイオ由来燃料促進税制（揮発油税等）の延長
- ・ バイオディーゼル燃料の軽油引取税の特例措置の拡充
- ・ 探鉱準備金・海外探鉱準備金等の延長・拡充
- ・ 課税済み原油等の精製過程で生じる非製品ガスの石油石炭税の還付制度の創設

【以上】